

堺市公告第 56 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、原山公園再整備運営事業（以下「本事業」という。）について、総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 27 日

堺市長 竹山修身

第 1 入札に付する事項

1 事業名称

原山公園再整備運営事業

2 事業場所

堺市南区原山台 2 丁 5、3 丁 1、4 丁 1～3

3 事業内容

(1) 事業方式

屋外プール等施設及び屋内施設（以下これらを「公園施設」という。）については、PFI 法第 2 条第 5 項に定められる選定事業者が本事業を実施することのみを目的に設立される SPC（以下「PFI 事業者」という。）が公園施設の設計業務、建設業務及び工事監理業務（以下「施設整備業務」という。）を行った後、その所有権を市に移転したうえで、事業期間を通じて公園施設の運営業務、維持管理業務及び SPC 運営管理業務（以下「運営等業務」という。）を行う BT0（Build-Transfer-Operate）方式とする。

また、便益施設事業者が自らの独立採算事業として、原山公園内に便益施設を整備し、その運営を行う。便益施設事業の実施に当たっては、市が設置許可を行うとともに、市と便益施設事業者との間で協定を締結する。

(2) 事業期間

PFI 事業	事業契約締結日（※1）から平成 52 年 3 月 31 日まで
便益施設事業	協定締結日（※1）から平成 37 年 6 月 30 日（※2）まで

※1 平成 29 年 9 月を予定

※2 事業特性に鑑み、事業条件としては供用開始後 5 年の運営継続を義務とするが、より長期の運営継続を妨げるものではない。より長期の運営継続の提案があった場合はこれを評価することを想定している。詳細は入札説明書等を参照すること。

(3) 業務範囲

PFI 事業者が実施する業務範囲は次のとおりとする。業務の詳細は要求水準書を参照すること。

- ア) 設計業務
- イ) 建設業務
- ウ) 工事監理業務
- エ) 維持管理業務
- オ) 運営業務
- カ) SPC 運営管理業務

(4) 入札方式

本事業の入札は、総合評価一般競争入札（施行令第 167 条の 10 の 2）により行う。

なお、本事業のうち、PFI 事業については、WTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、及び平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

(5) 予定価格

PFI 事業の予定価格は、4,710,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

第 2 入札参加資格

1 入札参加者の資格要件

(1) 設計企業

ア) 建築設計

- ・設計企業のうち建築設計に当たる者は、次の要件をいずれも満たしていること。
- ・平成 27、28 及び 29 年度、堺市建設工事・測量・建設コンサルタント入札参加資格（以下「本市入札参加資格」という。）又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格のいずれかの資格を有する者で、建築設計業務を希望業種にしていること。
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- ・設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある一級建築士を配置できること。
- ・平成 13 年度以降に、元請として、25m 以上の屋内プールの新築工事の設計の実績を有していること。

イ) 公園設計

設計企業のうち公園設計に当たる者は、次の要件をいずれも満たしていること。

- ・本市入札参加資格又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格のいずれかの資格を有する者で、建設コンサルタント業務又は造園設計業務を希望業種にしていること。
- ・建設コンサルタント業務を希望業種とする者は造園部門を有すること。
- ・平成 13 年度以降に、元請として、公園設計の実施設計の実績を有していること。

(2) 建設企業

ア) 共通

建設企業は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）のいずれかとする。共同企業体は、自主結成とし、構成員数は、2 社、3 社又は 4 社とする。JV の出資比率は次のとおりとすること。

- ・代表構成員の出資比率が最大であること
- ・構成員数が 2 社の場合、最低出資比率は 30%以上であること
- ・構成員数が 3 社の場合、最低出資比率は 20%以上であること
- ・構成員数が 4 社の場合、最低出資比率は 15%以上であること

イ) 建築工事

建設企業のうち建築工事に当たるものは、次の要件をいずれも満たしていること。

- ・本市入札参加資格又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格のいずれかの資格を有する者で、建築工事を希望業種にしていること。
- ・単独企業及び共同企業体における代表構成員は、建築一式工事について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する特定建設業の許可を契約先となる営業所において有する者であること。
- ・他の構成員については、建築一式工事について建設業法第 3 条に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を契約先となる営業所において有する者であること。
- ・建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「経審通知書」という。）について、次の（ア）から（エ）までの要件を全て満たしていること。

（ア）建築一式工事について建設業法第 27 条の 23 に規定する総合評定値（P）の通知（以下「経審」という。）を受けていること

（イ）平成 27 年 7 月 22 日以降の決算に基づく経審通知書を有していること。

（ウ）単独企業及び共同企業体における代表構成員は、（イ）の経審通知書において、建築一式工事に係る経審の点数が、1,200 点以上であること。また、他の構成員については、当該経審通知書において建築一式工事に係る経審の点数が、700 点以上であること。

(エ) 契約締結時において、建築一式工事について有効な経審の通知を受けていること。

- ・ 単独企業及び共同企業体における代表構成員は、平成 29 年 2 月 21 日現在において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加資格確認書類により確認できる者を現場代理人として本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。なお、在籍出向者及び派遣社員にあっては、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合に限り配置を認めるものとする。

（ア）平成 13 年 5 月 30 日付国総建第 155 号（営業譲渡又は会社分割に係る出向の場合）

（イ）平成 28 年 12 月 19 日付国土建第 357 号（国土交通省から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社からその子会社への出向の場合）

（ウ）平成 15 年 1 月 22 日付国総建第 335 号（親会社及びその連結子会社の間の出向の場合）

- ・ 単独企業及び共同企業体における代表構成員は、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。

（ア）入札参加資格確認書類の提出日現在において、建築工事業に対応する監理技術者の資格を有する者

（イ）契約締結日現在において、他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人等として配置していない者

（ウ）平成 29 年 2 月 21 日現在において、当該事業所と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加資格確認書類により確認できる者。なお、在籍出向者及び派遣社員にあっては、次の a から c までのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合に限り配置を認めるものとする。

a 平成 13 年 5 月 30 日付国総建第 155 号（営業譲渡又は会社分割に係る出向の場合）

b 平成 28 年 12 月 19 日付国土建第 357 号（国土交通省から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社からその子会社への出向の場合）

c 平成 15 年 1 月 22 日付国総建第 335 号（親会社及びその連結子会社の間の出向の場合）

- ・ 共同企業体における他の構成員は、次の（ア）及び（イ）に該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。

(ア) 入札参加資格確認書類の提出日現在において、建築工事業に対応する監理技術者の資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者

(イ) 平成 29 年 2 月 21 日現在において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加資格確認書類により確認できる者。なお、在籍出向者及び派遣社員にあつては、次の a から c までのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合に限り配置を認めるものとする。

a 平成 13 年 5 月 30 日付国総建第 155 号（営業譲渡又は会社分割に係る出向の場合）

b 平成 28 年 12 月 19 日付国土建第 357 号（国土交通省から持株会社 に係る企業集団の認定を受けた親会社からその子会社への出向の場合）

c 平成 15 年 1 月 22 日付国総建第 335 号（親会社及びその連結子会社の間の出向の場合）

ウ) 公園工事

建設企業のうち公園工事に当たるものは、次の要件をいずれも満たしていること。

- ・単独企業及び共同企業体における代表構成員については、本市入札参加資格又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格のいずれかの資格を有する者で、土木工事を希望業種にしていること、また他の構成員については、本市入札参加資格又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格のいずれかの資格を有する者で、土木工事又は造園工事を希望業種にしていること。但し、造園工事を希望業種とする場合は、建設業許可として土木工事業を有すること。

- ・単独企業及び共同企業体における代表構成員は、土木一式工事について建設業法第 3 条に規定する特定建設業の許可を契約先となる営業所において有する者であること。

- ・他の構成員については、土木一式工事について建設業法第 3 条に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を契約先となる営業所において有する者であること。

- ・建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経審通知書について、次の (ア) から (エ) までの要件を全て満たしていること。

(ア) 土木一式工事について建設業法第 27 条の 29 に規定する経審の通知を受けていること

(イ) 平成 27 年 7 月 22 日以降の決算に基づく経審通知書を有していること。

(ウ) 単独企業及び共同企業体における代表構成員は、(イ)の経審通知書において土木一式工事に係る経審の点数が、1,200点以上であること。また、他の構成員については、当該経審通知書において土木一式工事に係る経審の点数が、700点以上であること。

(エ) 契約締結時において、土木一式工事について有効な経審の通知を受けていること。

- ・単独企業及び共同企業体における代表構成員は、平成29年2月21日現在において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加資格確認書類により確認できる者を現場代理人として本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。なお、在籍出向者及び派遣社員にあつては、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合に限り配置を認めるものとする。

(ア) 平成13年5月30日付国総建第155号（営業譲渡又は会社分割に係る出向の場合）

(イ) 平成28年12月19日付国土建第357号（国土交通省から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社からその子会社への出向の場合）

(ウ) 平成15年1月22日付国総建第335号（親会社及びその連結子会社の間の出向の場合）

- ・単独企業及び共同企業体における代表構成員は、次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。

(ア) 入札参加資格確認書類の提出日現在において、土木工事業に対応する監理技術者の資格を有する者

(イ) 契約締結日現在において、他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人等として配置していない者

(ウ) 平成29年2月21日現在において、当該事業所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加資格確認書類により確認できる者。なお、在籍出向者及び派遣社員にあつては、次のaからcまでのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合に限り配置を認めるものとする。

a 平成13年5月30日付国総建第155号（営業譲渡又は会社分割に係る出向の場合）

b 平成28年12月19日付国土建第357号（国土交通省から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社からその子会社への出向の場合）

c 平成15年1月22日付国総建第335号（親会社及びその連結子会社の間の出向の場合）

- ・共同企業体における他の構成員は、次の（ア）及び（イ）に該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。

（ア）入札参加資格確認書類の提出日現在において、土木工事業に対応する監理技術者の資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者

（イ）平成 29 年 2 月 21 日現在において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加資格確認書類により確認できる者。なお、在籍出向者及び派遣社員にあつては、次の a から c までのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合に限り配置を認めるものとする。

- a 平成 13 年 5 月 30 日付国総建第 155 号（営業譲渡又は会社分割に係る出向の場合）
- b 平成 28 年 12 月 19 日付国土建第 357 号（国土交通省から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社からその子会社への出向の場合）
- c 平成 15 年 1 月 22 日付国総建第 335 号（親会社及びその連結子会社の間の出向の場合）

(3) 工事監理企業

ア) 建築工事監理

工事監理企業のうち建築工事監理業務に当たる者は、次の要件をいずれも満たしていること。

- ・本市入札参加資格又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格の資格を有する者で、建築設計業務を希望業種にしていること。
- ・建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- ・平成 13 年度以降に、元請として、25m 以上の屋内プールの新築工事の工事監理の実績を有していること。
- ・工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある工事監理者（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項の規定による工事監理者をいう。）を専任で配置できること。

イ) 公園工事監理

工事監理企業のうち公園工事監理業務に当たる者は、次の要件をいずれも満たしていること。

- ・本市入札参加資格又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格の資格を有する者で、建設コンサルタント業務又は造園設計業務を希望業種にしていること。
- ・建設コンサルタント業務を希望業種とする者は造園部門を有すること。

- ・平成 13 年度以降に、元請として、公園工事の工事監理の実績を有していること。

(4) 維持管理企業

維持管理業務の実施に当たり、必要な資格を有すること。

加えて、平成 13 年度以降に屋内プールを含むスポーツ施設において 3 年以上の維持管理実績を有すること。

(5) 運営企業

運營業務の実施に当たり、必要な資格を有すること。加えて、平成 13 年度以降に屋内プールを含むスポーツ施設について 3 年以上の運営実績を有すること。

2 入札参加者の制限

入札参加者は、次のいずれにも該当しないこと。

- ・施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者
- ・建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者（建築工事に当たる者は、大阪府の区域以外の区域又は建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建築一式工事以外の工事に係るものを受けている者を除く。また、土木工事に当たる者は、大阪府の区域以外の区域又は建設業法別表第 1 の上欄に掲げる土木一式工事以外の工事に係るものを受けている者を除く。）
- ・堺市入札参加有資格業者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避を受けている者
- ・堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「排除要綱」という。）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者又は排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者
- ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- ・手形交換所における取引停止処分を受けている者

- ・法人税、所得税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している者又は引き続いて 1 年以上その営業を行っていない者
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っていない者（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）
- ・組合や協会等の各種団体については、その構成員が本事業に申請を行っていないこと。
- ・民間事業者の選定等についての審議及び審査を行うための「堺市 PFI 事業検討委員会」の委員の所属する企業、又はその子会社、若しくは親会社である者
- ・本事業に関与する次に示す者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者
 - ・株式会社日本総合研究所
 - ・株式会社日建設計総合研究所
 - ・株式会社日建設計シビル
 - ・ワース・コンサルティング株式会社
 - ・西村あさひ法律事務所

注 1) 「資本面において関連がある者」とは、当該企業（本事業に関与する者）の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいう。

注 2) 「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が当該企業（本事業に関与する者）の代表権を有する役員を兼任している者をいう。

第 3 入札手続等

1 入札説明書等に関する説明会の実施

入札説明書等の公表とともに、本事業に対する民間事業者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催する。

(1) 参加方法

説明会への参加を希望する民間事業者は、入札説明書等に関する説明会参加申込書を E メールにて提出すること。なお、メールタイトルは「【原山公園】入札説明書等に関する説明会参加申込書」と明記すること。

(2) 提出先

堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

E メール : koryokusei@city.sakai.lg.jp

(3) 提出期限

平成 29 年 2 月 2 日（木）17：00 必着

2 入札説明書等に関する質問・意見の受付及び回答公表（参加資格関係）

入札説明書等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問・意見の提出は無効とする。

(1) 提出方法

様式集における入札説明書等に関する質問・意見書のファイルを入手、記入の上、Eメールにて提出する。なお、メールタイトルは「【原山公園】入札説明書等に関する質問・意見書（参加資格関係）」と明記すること。

(2) 提出先

堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

Eメール：koryokusei@city.sakai.lg.jp

(3) 提出期限

平成 29 年 2 月 7 日（火）17：00 必着

(4) 回答の公表

入札説明書等に関して提出された質問・意見に対する回答（参加資格関係）は、質問・意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、市ホームページにて公表するが、個別に回答を行わないものとする。

3 入札説明書等に関する質問・意見の受付及び回答公表（参加資格関係以外）

入札説明書等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問・意見の提出は無効とする。

(1) 提出方法

様式集における入札説明書等に関する質問・意見書のファイルを入手、記入の上、Eメールにて提出する。なお、メールタイトルは「【原山公園】入札説明書等に関する質問・意見書（参加資格関係以外）」と明記すること。

(2) 提出先

堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

Eメール：koryokusei@city.sakai.lg.jp

(3) 提出期限

平成 29 年 2 月 17 日（金）17：00 必着

(4) 回答の公表

入札説明書等に関して提出された質問・意見に対する回答（参加資格関係以外）は、質問・意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、市ホームページにて公表するが、個別に回答を行わないものとする。

4 入札参加資格確認の手続き

(1) 入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の提出

入札に参加しようとする代表企業は、入札参加表明書、総合評価一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書その他入札参加資格審査に必要となる書類を提出し、審査を受けなければならない。なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

(2) 提出期間、提出先等

提出期間、提出先及び提出方法は、次のとおりとする。

ア) 提出期間

平成 29 年 2 月 17 日（金）～21 日（火）

土曜日及び日曜日を除く毎日、9：30 から 17：00 まで

ただし、郵送による場合は、平成 29 年 2 月 21 日までに必着のこと。

イ) 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課（堺市役所高層館 17 階）

ウ) 提出方法

入札参加表明書等の提出は、提出先へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により行うものとし、E メール又は FAX によるものは受け付けない。

(3) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は平成 29 年 3 月 6 日（月）をめぐに「総合評価一般競争入札参加資格確認結果通知書」として通知する。なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

5 対話の実施

市は、資格審査通過者に対し、対面方式で対話を実施する。日時等の詳細については、資格審査通過者に対し通知する。

6 入札の方法等

(1) 入札の日時及び場所

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、次のとおり、代表企業が持参又は郵送（書留郵便に限る。）することにより入札書類を提出すること。電送によるものは受け付けない。

ア) 入札日時

平成 29 年 4 月 21 日（金）10 時 30 分

ただし、郵送による場合は、前々日までに必着のこと。

イ) 入札場所

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市役所本館 8 階（財政局契約部調達課）

ただし、郵送による場合は、下記まで郵送すること。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

第 4 その他

1 契約手続において使用する言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時、数字はアラビア字体とすること。

2 入札保証金

免除する。

3 入札の無効

堺市契約規則第 22 条各号の規定に該当する入札のほか、総合評価一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

4 契約書作成の要否 要

5 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、市を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

6 事業契約の締結

市は、事業契約書（案）に基づき、落札者との間で、平成 29 年 8 月上旬までに、仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、平成 29 年 9 月を予定している。

7 その他詳細な事項

本公告によるもののほか、入札について必要な事項については入札説明書による。

第 5 Summary

1 Contents of contract

PFI-based contract on the project to design, construct, operate and maintain new outdoor and indoor swimming pools in Harayama Park.

In addition, agreement on the project to build and operate a catering establishment in Harayama Park.

2 Deadline to submit letter of intent for bid participation with necessary documents

5:00 p.m., Feb. 21, 2017

3 Deadline to submit bidding documents in person

10:30 a.m., Apr. 27, 2017

4 Deadline to submit bidding documents by post

Apr. 25, 2017

5 Language

Japanese is the only language used in all the contract procedure

6 Contact

Park and Green Area Management Division, Park and Green Area Department,
Construction Bureau, Sakai City

〒590-0078 3-1 Minamikawara-machi, Sakai-ku, Sakai City

TEL 072-228-7424 (direct line)